

岩手高等看護学院
岩手看護専門学校
同窓会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会を岩手高等看護学院・岩手看護専門学校同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を厚くし、社会的地位の向上及び厚生福祉を併せて母校幸運の発展に寄与することを目的とする。

(本会事務局)

第3条 本会の事務局を盛岡市長田町 24 番 7 号、岩手看護専門学校内におく。

(本会の事業)

第4条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

1. 会員相互の資質向上をはかるための事業
1. 会員の動静調査と会員名簿の管理
1. 母校及び準会員への支援事業
1. その他

第二章 支 部

(支 部)

第5条 本会は必要な地域に支部をおくことができる。

(支部会則等)

第6条 支部は本会の主旨により各支部に於いて会則を定める。

支部を設置するときは、支部長・副支部長・書記等を定め、支部名簿を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(支部の事業)

- 第7条 支部に於いて次のことを行う。
1. 本会の目的達成に協力する。
 1. 支部の代表者は総会に出席し、活動及び会計報告をする。
 1. 会務及び事業について本会と密接な連携をはかり、且つ支部員に徹底させる。

第三章 会 員

(本会の会員)

- 第8条 本会会員は次の通りとする。
- 正 会 員 岩手高等看護学院卒業生・岩手看護専門学校卒業生
準 会 員 岩手看護専門学校在学学生

(正会員の義務)

- 第9条 正会員の義務は次の通りとする。
1. 総会に出席する
 1. 役員の選挙権及び被選挙権を有する
 1. 総会その他の機関の決定に服する

(退 会)

- 第10条 会員は次の事項により資格を喪失する。
1. 死亡
 1. 準会員に於いては学生の身分を失った場合

(届け出の義務)

- 第11条 会員は身分に移動（現住所、姓など）が生じたときは、直ちにその旨を連絡委員会（第17条による）に届け出をする義務がある。

第四章 役 員

(役 員)

- 第12条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|--------|------|-----|-----|
| 1. 理 事 | 25 名 | 監 事 | 2 名 |
| 理事のなかに | | | |
| 会 長 | 1 名 | | |
| 副会長 | 2 名 | | |

書 記 2 名

会 計 2 名

を含む。

(役員選挙)

第 13 条 役員は正会員のなかから選出する。

役員は総会において職務を指定して選出する。

(顧問)

第 14 条 本会に総会の議を経て顧問をおくことができる。

顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員職務)

第 15 条 役員職務は次の通りとする。

会 長 会務を総理し、本会を代表する。

副 会 長 会長を補佐し、会長に支障あるときはその会務を代行する。

書 記 会長の指示に従い、会務の運営を計り一切の記録の任にあたる。

会 計 本会の経理事務一切を常任する。

理 事 本会の事業遂行に必要な事項を決定する。

監 事 本会の事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第 16 条 役員職務の任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。

(委員会)

第 17 条 本会に次の委員会を置くことができる。

1. 連絡委員会

(1) 選出は各クラス 2 名とする。

(2) 任期は卒業年のクラス内で定めてよい。

(3) 職務は次の通りとする。

1) 同級生の動静の把握

2) 同級生に対しての総会の通知

3) 総会への出席

4) 本会との諸連絡

5) 本事業への協力

2. 特別委員会

会長が必要時任命し、その任務にあたる。

特別委員会は、任務が終了したとき解散する。

第五章 会 議

(会議の開催と種別)

第 18 条 本会の会議は総会、役員会、理事会、連絡委員会、特別委員会の 5 種とする。

会議は会長が必要ある場合随時招集する。

会議の議長は会長があたる。

理事は会長に対して会議の開催を要求することができる。

会議の構成は次の通りとする。

1. 総 会：正会員
1. 役 員 会：会長、副会長、書記、会計
1. 理 事 会：会長、副会長、書記、会計、理事、監事、顧問
1. 連絡委員会：会長又は副会長、書記、会計、連絡委員
1. 特別委員会：会長又は副会長、書記、会計、特別委員

(総 会)

第 19 条 総会は本会の最高決議機関であって、3 年に 1 回開催し次の事項の承認を得るものとする。

但し、総会開催が困難な場合は理事会の決議により、第 12 条の役員及び各支部長をもって、これに代えることができる。

1. 会則の変更
1. 本会の解散及び清算
1. 事業の計画及び予算
1. 事業報告及び収支決算
1. 役員の改選
1. その他本会運営上重要な事項

総会の議長は出席会員中より選出する。

(会議の議決)

第 20 条 会議は出席人員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

第六章 会 計

(会 計)

第 21 条 本会の経常費は会費・寄付金・その他収入によるものとし、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 費)

第 22 条 準会員は入会金 1,000 円と会費 15,000 円を入学時に納入する。
他校からの編入生は入会金を含め全額納入する。
一旦、納入した会費は原則として返納しない。

第七章 附 則

(附 則)

第 23 条 本会会則は昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。
本会会則は昭和 40 年 4 月 1 日より改正施行する。
(支部会則など)
本会会則は昭和 44 年 4 月 1 日より改正施行する。
(本会会員、別科卒業生入会)
本会会則は昭和 46 年 4 月 1 日より改正施行する。
(書記、会計の明記、役員の任務・任期、入会金の値上げ)
本会会則は昭和 49 年 4 月 1 日より改正施行する。
本会会則は昭和 51 年 4 月 1 日より改正施行する。
(同窓会名称の変更、高等看護学院と専門学校)
本会会則は昭和 53 年 4 月 1 日より改正施行する。
(総会開催を 2 年に 1 回開催)
本会会則は昭和 55 年 4 月 1 日より改正施行する。
(役員の任期、理事の人数、会費の値上げ)
本会会則は昭和 57 年 4 月 1 日より改正施行する。
(全体の構築、章の設定、役員選挙、評議員の廃止)
本会会則は平成 12 年 10 月 28 日より改正施行する。
(常任委員廃止、会議の開催と種別の明確化)
本会会則は平成 16 年 9 月 11 日より改正施行する。
(連絡委員の任務、総会開催)

本会会則は平成 18 年 9 月 20 日より改正施行する。

(連絡委員の任務を箇条書き)

本会則は平成 20 年 9 月 27 日改正 22 年 4 月より施行する。

(総会開催を 3 年に 1 回開催、役員任期を変更)

本会則は平成 22 年 9 月 25 日改正 22 年 9 月 26 日より施行する。

(本会の事業、支部会則等、支部の事業、本会の会員、役員、役員の選挙
顧問、役員任務、委員会、会費の変更)

本会則は平成 25 年 9 月 28 日改正 25 年 9 月 29 日より施行する。

(会費の変更)

以上